



前橋高校体育館

千鳥破風の屋根

文京町二丁目、天川二子山に近い県立前橋高等学校。その白いコンクリートの校舎に、秋のはじめの雨が降りつづく。校庭には人影もなく、学園の午後はいま静かに、季節の時を刻んでいる。明治十年九月、第一学区第十七番中学位利根川学校にはじまる校風と伝統。その歴史は百年を超えた。それはまさに人生の青春譜でもあった。若き日の熱情、あふれる精神の回顧。いい知れぬ未来永劫への夢幻。そういうものが渦まき流れ去る。雨の中から元気な声がとどく、その声は北西隅の古い木造の建物からとどく。千鳥破風の独特の屋根。旧前橋中学校の生徒控所であった建物。いまは放課後、体操部の生徒が、マット練習に吊り輪に……思い思いに汗を流している。ガラス窓の覆い、高い天井、四十余年の歲月がよみがえってくる。

○ として保存しておいてください。いつかまた お役にたつことと思います ○

建物のある風景

⑨ 題字・宮田裕子 (桃井小六年)

現在の生徒は「旧体」と呼んでいる。旧体育館の略称だ。以前は「控所」といった。同窓生たちにとっては、忘れ得ぬ思い出の建物だ。朝礼、寒げいこ、校歌の練習、雨天体操場、休み時間の憩い。学年を超えた、学校生活の共通のランドであったという。昭和九年、当時の紅雲町(現・群馬中央病院)から現在地に新築移転した旧前橋中学校は、木造二階建。破風造りの威風堂々としたものであった。桑の葉の間に見えかくれる和風建築の屋根は、前中の象徴でもあった。しかしその校舎も昭和二十七年冬の火災で全焼した。わずかに残された武道場と控所。それだけが当時を語りかける。

わたしと体育館

私が校長をしていたころは、控所といわれていました。学校が火災にあいましてね。残ったのがこの控所なんです。授業は休めないの、一時は間仕切りして、教室にあてられたんですよ。いろいろな用途に使われていましたね。(南町二丁目・大村武男・75歳)



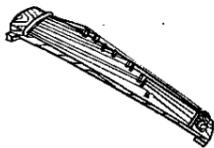
体育を教えていましたから、思い出も多いですよ。床はかなりのたんでいましたね。とげをみつけては、よくカシナで削ったものですよ。雨の降った日は、生徒の集会所になっていましたね。前中時代の伝統を感じさせる建物ですよ。(南町四丁目・内田元彦・50歳)



雨の降った日は、生徒の集会所になっていましたね。前中時代の伝統を感じさせる建物ですよ。(南町四丁目・内田元彦・50歳)

市民芸術文化祭 古典芸能部門

市教育委員会では、市民芸術文化祭を実施しています。九月は古典芸能部門の発表を次のとおり行います。ご家族お誘い合せてご観賞ください。入場は無料です。
□日時 九月二十四日(日) 十二時三十分から。
□場所 群馬会館ホール
□内容 ① 八歌舞 伎 艶姿女舞衣、三勝半七、酒屋場 (前橋義太夫十日会) ② 八琵琶演奏 白虎隊連吟 (錦心流薩摩琵琶一水会前橋支部) ③ 八箏曲 六段前唄と六段の調べ (山田流箏曲等寿会社中) ④ 三つの民謡調 (生田流箏曲福島利英社中) 岡康助(後田龍波社中) ⑤ 八謡曲 素謡奏上 (観世流謡曲前橋清風社) ⑥ 八囃子連調 羽衣・海人 (宝生流前橋宝生会) ⑦ 八謡曲 仕舞 経政・東北・玉葛・鶴の段 (宝生流前橋宝生会) ⑧ 八義太夫 繪本太功記・十段目尼ヶ崎の段 (前橋義太夫十日会)



県老人クラブ連合会では、祖先から言い伝えられている知恵や、お年寄りのかた自身が、長い生活の中から知り得た貴重な生活の知恵を募集します。募集の内容は、衣・食・住、保健衛生、天候、育児、教育、農作業など全般に関する事から、次のようなものです。① 昔から言い伝えられている知恵② お年寄り自身の生活体験の中から創意くふうされた知恵③ 実効性のあるものとし、郷土芸能、伝説、単なる憶測の類は除く。応募方法 ① 件数、字数は特に制限しないが、内容をわかりやすく、簡潔にまとめること② はがき、封書の場合には一件、一葉ごとにすること③ 応募先は〒371前橋市大手町二丁目一〇一、市役所内前橋市老人クラブ連合会(電話24局一〇一・内線二七二)。締め切りは五十四年三月三十一日です。お問い合わせも同会へ。

生活の知恵



お寄せください

県老人クラブ連合会では、祖先から言い伝えられている知恵や、お年寄りのかた自身が、長い生活の中から知り得た貴重な生活の知恵を募集します。募集の内容は、衣・食・住、保健衛生、天候、育児、教育、農作業など全般に関する事から、次のようなものです。① 昔から言い伝えられている知恵② お年寄り自身の生活体験の中から創意くふうされた知恵③ 実効性のあるものとし、郷土芸能、伝説、単なる憶測の類は除く。応募方法 ① 件数、字数は特に制限しないが、内容をわかりやすく、簡潔にまとめること② はがき、封書の場合には一件、一葉ごとにすること③ 応募先は〒371前橋市大手町二丁目一〇一、市役所内前橋市老人クラブ連合会(電話24局一〇一・内線二七二)。締め切りは五十四年三月三十一日です。お問い合わせも同会へ。

水と緑の月間

9月中旬～10月中旬



敷島公園ボート場で

講演会・映画会

十月五日(木)午後一時三十分から水道会館大ホールで都市と緑をテーマにした緑化講演会と映画会を開きます。講師は日本公園緑地協会副会長、佐藤昌さん。映画は「都市と緑と公園を」(建設省企画・三十分)です。

敷島公園ボート無料開放

十月一日(日)敷島公園のボートを無料開放します。緑に囲まれたボート場で思いのときをお過ごしください。

フワフワボートの設置

水と緑の月間にあわせ、市街地の歩道上にフワフワボートを設置します。

保存樹木等の指定

市街地とその周辺で、地域の美観、風致を維持するため、保存する必要があるものを保存樹木等として愛護し保存する。

防火管理者

資格講習会

市消防本部では、防火管理者資格講習会を次のように行います。

新しく防火管理者を置かなければならない事業所、無資格の防火管理者の事業所は、必ず受講してください。

消防法により防火管理者を置かなければならない事業所とは、①劇場、キャバレー、料理店、物品販売店、旅館、病院、保育所、複合用途対象物等で、勤務者と出入者が合わせて三十人以上となる

②前記以外の事業所等では、勤務者等が五十人以上のところ

です。

講習日：十月十八日(水)・十九日(木)の二日間(午前九時から午後四時まで)。

場所：勢多会館(南町四丁目)。

受講手続き：十月二日から十二日までの間に、消防本部予防課に用意されている所定の申込書で申し込んでください。申し込みの際、教材費として千七百円をご用意ください。定員二百人で締め切りです。

危険物取扱者試験と試験準備講習会

県では、十一月十二日(日)午前九時から前橋工業高校ほかで、危険物取扱者試験を行います。

試験の種類は、乙種第四類危険物取扱者と丙種危険物取扱者です。

受検手数料は、乙種二千円、丙種千六百円です。

受検希望者は、十月二日から七日までの執務時間内に、市消防本部予防課へ申し込んでください。

なお、九月十八日から消防本部と消防署で、願書用紙を配付します。

試験準備講習会

前橋地区危険物安全協会では、試験に先立ち十月九日(月)午前九時から午後四時まで、前橋問屋会館(問屋町二丁目)で、試験準備講習会を開きます。受講料は四千五百円。

受講希望者は、十月二日から七日までの執務時間内に、市消防本部内協働事務局へ申し込んでください。

〇：試験・講習会について詳しくは、市消防本部予防課(電話24局三二二)へお問い合わせください。

旧軍人として、引き続き三年

以上勤務し、普通恩給の資格年限に達しないで退職したときには一時恩給が支給され、またこのように旧軍人が死亡しているときには、遺族に遺族年金が支給されます。

旧軍人に一時金支給

支給される人は、共済年金を支給されている人は、支給されません。

該当する場合は、厚生課(電話24局一〇一内線三五二)に請求用紙が用意してありますから、お出かけください。なお、受け付けは十月一日からです。

工業簿記実務講習会

企業の経理担当者および簿記検定一・二級を受験されるかたを対象に、十月三日(火)から二十五日(水)までの土曜・日曜・祝祭日および十月九日(月)を除く十五日間、午後六時から八時まで、前橋商工会議所で工業簿記講習会を開きます。

受講料は二千円(テキスト代含む)。定員四十人です。講師は税理士の青木二士夫、横田秀治さん。

希望者は申込書に受講料を添えて、九月二十二日(金)までに工業課(電話24局一一一内線三〇四)または商工会議所(電話34局五一)へ申し込んでください。

定員になりしだい締め切ります。なお、十日間以上の出席者には修了証書を交付します。

水道局では、水道給水装置工事等責任技術者・配管工資格試験

および責任技術者講習会を開きます。

受検希望者は、申込用紙に必要事項を記入し、九月二十五日(月)から二十七日(水)までに水道局総務課(電話24局一六一一内線二三)へ申し込んでください。

なお、責任技術者講習会を受けない場合は、証券(登録)の更新が認められなくなります。

責任技術者講習会

十月十一日(水)十二日(木)午前十時から午後五時まで、水道会館ホールで、責任技術者講習会を開きます。該当者はいずれか一日受講してください。

なお、本年度の資格試験を受けるかたで、希望する人は受講できます。受講料は無料。

ただし、テキスト代など実費が必要です。

配管工資格試験

十月十八日(水)午前十時から午後一時まで、水道会館ホールで、配管工資格試験を行います。

受講料は無料。ただし、材料代など実費が必要です。

責任技術者資格試験

十月十九日(木)午前十時から午後一時まで、水道会館ホールで、責任技術者資格試験を行います。

受講料は無料。ただし、実費が必要です。

受検資格は、①学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中学校またはこれと同等以上の学校において、土木課またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、引き続き二年以上、水道給水装置工事および下水道排水設備工事に従事した経験のある人(土木課またはこれに相当する人)土木課またはこれに相当する課程とは土木、建築、機械、電機、金属、化学課程。その他の工業高等学校、高等学校を卒業した人は、三年以上の経験がある人②地方公共団体において五年以上、水道給水装置および下水道排水設備工事に従事した経験がある人③引き続き七年以上、水道給水装置工事および下水道排水設備工事に従事した経験がある人④など。

責任技術者・配管工資格試験と責任技術者講習会

受検資格は、①学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中学校またはこれと同等以上の学校において、土木課またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、引き続き二年以上、水道給水装置工事および下水道排水設備工事に従事した経験のある人(土木課またはこれに相当する人)土木課またはこれに相当する課程とは土木、建築、機械、電機、金属、化学課程。その他の工業高等学校、高等学校を卒業した人は、三年以上の経験がある人②地方公共団体において五年以上、水道給水装置および下水道排水設備工事に従事した経験がある人③引き続き七年以上、水道給水装置工事および下水道排水設備工事に従事した経験がある人④など。

最近、貸金業者のなかで、サラリーマン金融、サラリーローンなどの名称を使った、いわゆる「サラ金業者」が全国的に急増し、消費生活の中に浸透してきています。それに伴って、一部の悪徳業者のために、サラリーマンや主婦が、不当な高利や厳しい取り立てに追われ、なかには離婚や自殺といった悲惨な事態に追い込まれた例もみられます。このように、サラ金は、きわめて重大な社会問題となつていきます。

利用者からすれば、借り入れにあたって、次のことに注意してください。

- ①借り入れる前に、その資金が必要かどうか十分検討し、衝動的に借り入れをしないようにする。
- ②どうしても資金が必要な場合には、しっかりと返済計画を立ててから借り入れ額を決める。
- ③貸金業者の選択は、慎重に行う。
- ④貸借契約を結ぶ前に、契約の内容について、業者に詳しく説明を求め、
- ⑤契約に際し、業者から白紙委任など、必要以上の書類を要求さ

「サラ金」利用は慎重に

相談は生活三〇〇番へ

所・氏名④借入年月日⑤借入金額⑥借入期間⑦借入利率⑧返済の時期・方法・金額⑨担保の保証人⑩などに関することです。

借り入れをしないようにする。どうしても資金が必要な場合には、しっかりと返済計画を立ててから借り入れ額を決める。貸金業者の選択は、慎重に行う。

借り入れをしないようにする。どうしても資金が必要な場合には、しっかりと返済計画を立ててから借り入れ額を決める。貸金業者の選択は、慎重に行う。

借り入れをしないようにする。どうしても資金が必要な場合には、しっかりと返済計画を立ててから借り入れ額を決める。貸金業者の選択は、慎重に行う。

スポーツの秋

庭球・バトミントン大会など

参加希望者は、種別、氏名、年齢、生年月日、住所、所属を明記し、九月三十日(土)までに体育課へ申し込んでください。

硬式庭球大会

市教育委員会と市庭球協会、市民スポーツセンターで、市民スポーツ祭・硬式庭球大会を開きます。日時：十月十四日(土) 十五日(日) 二十一日(土) 二十二日(日) 二十八日(土) 二十九日(日) の六日間で、土曜日は午後一時、日曜日は午前九時開会です。

種別は①男子シングルス、ダブルス各A級・B級・C級②女子シングルス各A級(一般・学生) B級(家庭婦人および初心者)③混合ダブルス。参加資格は、市内に在住、在勤、在学(小学生以上)する人。参加料はシングルス一人千円、ダブルス一組千円です。

参加希望者は、参加種目を明記し、参加料を添えて九月三十日(土)までに、ゼネラルローテーションクラブ内・前橋市庭球協会(朝日町四丁目六六、電話23局 九二二)へ申し込んでください。

④壮年ソフトボール大会
市教育委員会とソフトボール協会では、十月十四日(土) 十五日(日)の二日間、県営補助グラウンドなどで、前橋市壮年ソフト



市民スポーツ祭バレーボール大会(昨年)

ボール大会を開きます。時間は土曜日が十二時三十分から、日曜日が午前八時から。参加資格は昭和三十三年十一月一日以前に生まれた人で、市内在住または在勤者で組織したチーム②スポーツ傷害保険に加入しているチーム。参加料は一チーム五千

円(登録料を含む)。参加希望チームは、申込書に記入し、参加料を添えて九月二十二日(金)までに体育課へ申し込んでください。この大会で第一位のチームは、十一月十八日(土) 十九日(日)に県営グラウンドで行われる県大会に推薦されます。なお、九月二十五日(月) 午後七時から中央公民館で、代表者会

議を開きます。市教育委員会と市道連盟前橋支部では、九月二十三日(土・祝日) 県弓道場で、市民スポーツ祭・弓道大会を開きます。競技は高校の部(午前八時三十分から)と一般の部(十二時三十分から)と行います。

朝倉児童館あんない
9月20日(水) 子供とも映画会(ふしぎな狸、空とぶ宝箱)。9月27日(水) 人形劇(人形劇団つばちの出演)。
○：行事の始まりは、午後三時からです。朝倉児童館の電話は65局一九五五です。

児童文化センター あんない
電話24局二五四八
○：化学教室「青写真をつくらう」
九月二十四日(日) 午後一時から三時まで。対象は小学校三年生から中学生まで四十人。受講料は無料(ただし、教材費五十円が必要)。準備するものは、えんぴつ、わりばし、輪ゴム。なお、実験をするので、汚れてもよいものを着てくること。
九月十八日(月) から受け付けますから、電話または来館して直接センターへ申し込んでください。
○：親子理科教室「ハイキングをしながら、くさばなであそぼう」
九月二十四日(日) 午前九時から午後二時まで。対象は小学校一・二・三年生とその親二十組。場所は宮城村三夜沢赤城神社。受講料は無料です。用意するものは、ハイキングのできる靴、お弁当、うすいとう、帽子。
九月十八日(月) から受け付けますから、希望者は電話または直接来館して申し込んでください。
○：天文教室「日食を調べよう」
十月二日(月) 午後四時から六時まで。児童文化センター屋上で。対象は小学校三年生から中学生まで四十人。受講料は無料です。準備するものは、えんぴつ、一ト、星座盤(持っている人)。
九月二十四日(日) から受け付けます。希望者は電話または直接来館して申し込んでください。

父親学級・成人学校

中央公民館で受講生募集

マンドリン・着付など

成人学校四期生

中央公民館では、五十三年度成人学校の四期生を募集します。受講資格は、市内に在住、在勤する十八歳以上の人。ただし、在学中の人は除きます。受講料は三百円。

受講希望者は、九月十八日(木) 午前八時三十分から受け付けますから、受講料を添えて直接中央公



成人学校水墨画コース(前回)

民館へ申し込んでください。先着順で定員になりしだい締め切ります。

科目・内容・講師・定員など

①マンドリン マンドリンを演奏するための初歩技能で、楽譜の読めない人でも、ひけるようになります。講師は両角文則さん。定員は三十人。期間は、十月六日から十一月十五日までの毎週金曜日、計十回(祝日は休み)。

着付II和服を着るのに必要な知識と技能

講師は吉田寿子さん。定員は七十人。期間は、十月六日から十一月十四日までの毎週火・金曜日、計十回(祝日は休み)。

③コーラスII だれでも楽しめるやさしい混声合唱で、特に男性の参加を歓迎します。講師は高山長司さん。定員四十人。期間は着付と同じ。

④水墨画II 水墨画をかくための

初歩技能。講師は沢野潔さん。定員は四十人。期間は、十一月十四日から十二月十五日までの毎週火・金曜日、計十回。

オヤジ学入門

中央公民館では、市内に在住する小学生をもつ父親を対象に、中央公民館学級を開校します。職業人としてのきびしい毎日を過ごすなかで、子供とのかかわりを母親まかせにしがちな父親のみなさんが、お互いの体験を交流しあひながら、父親としての自分の存在の意味を考え合う機会です。

期間は十月から十二月までの毎週水曜日、全十二回。時間は午後六時三十分から八時三十分までの二時間。対象は市内に在住する小学生をもつ父親四十人。経費は無料。ただし、テキスト代などは実費負担。

主な学習内容は、①私にとって父親とはなんだ②子供のみる父親像③日本の父親の歴史④父親と子供—その親子関係の特質⑤父親の役割と権威⑥父親—その生き方を考える。

受講希望のかたは、九月二十五日(月) 午前八時三十分から受け付けますから、直接来館して申し込んでください。先着順で、定員になりしだい締め切ります。

秋の味覚

きのこ狩り

赤城少年自然の家で

赤城少年自然の家では、九月二十三日(土) 午前九時から午後三時まで、秋の味覚、きのこ狩りを、少年自然の家付近で行います。対象は、前橋市城市町村圏内に在住する人で、先着五十人。講師は赤城山大洞の青木茂さん、神保藤三郎さん。

参加希望者は、九月十九日(火) から受け付けますから、赤城少年自然の家(電話〇二七二八七七八二)へ申し込んでください。

なお当日は、山歩きのできる服装で、弁当、雨具などを用意してください。

図書館だより

上州再発見シリーズ

10月2日(月) 群馬習俗・秋。時間は一回目十一時二十分から、二回目午後三時からそれぞれ三十分間。

○：子供映画会
10月3日(火) II 黄金の穂、まいこのテントウムシ。
時間は午後三時から四十分間。

◆市立図書館の休館
秋の蔵書整理のため、十月四日(水) から九日(月) まで休館となります。なお、十日は祝日(体育の日) 休館のため、十一日(水) から開館となります。

文化版

天川二子山古墳

市街地から旧上陽村の東寄まで、広瀬川右岸には、かつて大小の古墳が累々と続いていた。広瀬古墳群である。昭和十年の調査の際には、この地域の古墳の数は百六十九基であったが、今は数えるほどしか残っていない。

今回紹介する古墳はそのうちの一つで、通称天川の二子山と呼ばれている前方後円墳である。

この古墳は、県立前橋高等学校の東に位置し、文京町三丁目二六番地に所在する。墳丘は二段に築造され、その規模は現状で百四四、後円部径七十二、前方部幅七十六、高さは後円部高十一、前方部高九・五、という大きな古墳である。墳丘全面には川原石利用



天川二子山古墳

の葺石が見えており、周辺には植輪片が散布している。また周濠もめぐっていただけと推定されている。しかし、主体部については、学術的な発掘調査が行われていないため不明である。墳丘の形状から横穴式石室であろうと推定され、構築時期も同じ理由から、七世紀前半に比定されている。

ところで、天川二子山古墳の北約六百坪の地点には、不二山古墳（文京町三丁目二）と呼ばれる前方後円墳がある。この古墳の平面図と天川二子山古墳の平面図とを

在宅重度身体障害者に日常生活用具を給付

市では、在宅重度身体障害者の日常生活の便宜と福祉増進を図るため、浴そうなどの日常生活用具を給付しています。

本年度は法律改正により、新たに特殊マット、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯の三種目が給付されることになりました。

□給付項目と対象

①浴そう 障害者が容易に使用できる洋式浴そうまたはこれに準ずるもので、実用水量百五十以上のものである。対象は、下肢または体幹機能障害者で、一、二級の手帳所持者。

②湯沸器 常温で水温を二十五度上昇させたとき、毎分十以上給湯できるもの。対象は、下肢または体幹機能障害者で、一、二級の手帳所持者。

③便器 障害者が使用できるもので、手すりを付られます。対象は、下肢または体幹機能障害者で、一、二級の手帳所持者。

④特殊便器 足踏みペダルで温水・温風を出せるもの。対象は、上肢障害者で、一、二級の手帳所持者。

⑤特殊マット 褥瘡の防止または失禁などによる汚染や損耗を防

止できる機能のもの。対象は、下肢または体幹機能障害一級（常時介護を要する人に限る）の手帳所持者。

⑥盲人用時計 障害者が容易に使用できるもの。対象は、視覚障害者で、二級の手帳所持者（本人または本人の家族が現に所有していない場合に限り）。

⑦盲人用時計 障害者が容易に使用できるもの。対象は、視覚障害者で、一、二級の手帳所持者（本人が就労しており、かつ聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯であって、現に所有していない場合）。

⑧聴覚障害者用屋内信号灯 来訪者の呼び出しなどを光の点滅により知覚できるもの。対象は、聴覚障害者で二級の手帳所持者（聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯であって、現に所有していない場合）。

○これら給付対象は、原則として低所得世帯に属する人となつています。

□費用負担

本人および扶養義務者の収入に応じ、一部負担があります。

□申請方法

これら日常生活用具の給付を希望する人は、福祉事務所（電話24局一一一内線三八七）へ申し込んでください。お問い合わせも同

重ね合わせると、両者は相似形で、その比は二対一となる。このことは、両者に共通の古墳の設計ないしは築造計画があったことを示唆しているものであり、非常に興味深い。

一般に大古墳の存在は、その時代の豪族の存在を意味するものとされており、尾崎喜左衛門博士は、天川二子山古墳の地は、上毛野君の一族とみられる朝倉君の本拠地と推定している。

現在では、残念ながらこの古墳周辺にその面影はない。しかし、天川二子山古墳が存在するから、生きた証人として、そこに秘められた歴史を語り継ぐことができるであろう。（昭和二年国指定史跡）

所へ。

ねたきり老人に浴そう・湯沸器など無償給付

市では、六十五歳以上のねたきりのお年寄りに、浴そう、湯沸器（簡易便座）、エアーマットの四品目を無償で給付します。対象となるのは、低所得のかたで、世帯の生活中心者が所得税非課税世帯に限りです。

給付希望のかたは、福祉事務所（電話24局一一一内線三八九）へ申し込んでください。

精神薄弱者愛護月間

九月は、精神薄弱者愛護月間です。これは、精神薄弱者の教育、福祉、医療などについて、一般社会人の理解と認識を深め、この人たちが社会の一員として明るい生活を送れるよう地域ぐるみ愛護の気運を盛り上げようとするもので、全国的に諸行事が展開されます。

市民のみならずの深いご理解とあたたかいご支援をお願いします。

□主な月間行事

①愛護月間ポスター、精神薄弱者愛護リーフレットの作成配布

②精神薄弱児・者の相談と指導

社センター（国領町二丁目二二二）、電話32局六六一、毎週木曜日・中央児童相談所（下小出町六九〇、電話31局五三八一）。

はかりの定期検査

10月4日から11月22日まで

市では、五十三年度第二次の計量器定期検査を、旧市域を対象に行います。該当者は最寄りの会場で必ず受けてください。

□該当者

はかりを取引上および証明上の計量に使用しているかたで、「定期検査の対象となるはかり」の範囲は次のとおりです。

①商店、工場などで営業用として使用しているはかり。

②病院、薬局などで使用している調剤用のはかり。

③病院、保健所、学校などで使用している身体検査用のはかり。

④農家で使用している農業生産物出荷用のはかり。

⑤官公庁で使用している納品検査用のはかり。

□注意事項

①原則として指定の日時、会場で検査を受けていただきますが、疾病、旅行など、やむを得ない理由により、当日検査を受けられないときは、最寄りの会場を受けてください。

②計量器の外部を掃除してください。

③転・廃業などで、現在計量器を使用していないかたは、管理課（電話31局四五二四）へご連絡ください。また、計量に関するご相談も同様へ。

日	時	検査場所	区	域
10月4日	午前9時30分～午後11時30分	向町公民館 (西宮神社境内)	平和町一丁目、平和町二丁目	西宮区
	午後1時～午後3時	西宮町公民館	若宮町一丁目、若宮町二丁目、若宮町三丁目、若宮町四丁目、若宮町五丁目、若宮町六丁目、若宮町七丁目、若宮町八丁目、若宮町九丁目、若宮町十丁目、若宮町十一丁目、若宮町十二丁目、若宮町十三丁目、若宮町十四丁目、若宮町十五丁目、若宮町十六丁目、若宮町十七丁目、若宮町十八丁目、若宮町十九丁目、若宮町二十丁目	
10月5日	午前9時30分～午後11時30分	文京町三丁目公民館	文京町一丁目、文京町二丁目、文京町三丁目、文京町四丁目、文京町五丁目、文京町六丁目、文京町七丁目、文京町八丁目、文京町九丁目、文京町十丁目、文京町十一丁目、文京町十二丁目、文京町十三丁目、文京町十四丁目、文京町十五丁目、文京町十六丁目、文京町十七丁目、文京町十八丁目、文京町十九丁目、文京町二十丁目	西宮区
	午後1時～午後3時	南町四丁目公民館	南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、南町四丁目、南町五丁目、南町六丁目、南町七丁目、南町八丁目、南町九丁目、南町十丁目、南町十一丁目、南町十二丁目、南町十三丁目、南町十四丁目、南町十五丁目、南町十六丁目、南町十七丁目、南町十八丁目、南町十九丁目、南町二十丁目	
10月6日	午前9時30分～午後11時30分	表町一丁目公民館	表町一丁目、表町二丁目、表町三丁目、表町四丁目、表町五丁目、表町六丁目、表町七丁目、表町八丁目、表町九丁目、表町十丁目、表町十一丁目、表町十二丁目、表町十三丁目、表町十四丁目、表町十五丁目、表町十六丁目、表町十七丁目、表町十八丁目、表町十九丁目、表町二十丁目	西宮区
	午後1時～午後3時	昭和三丁目公民館	昭和三丁目、昭和三丁目二丁目、昭和三丁目三丁目、昭和三丁目四丁目、昭和三丁目五丁目、昭和三丁目六丁目、昭和三丁目七丁目、昭和三丁目八丁目、昭和三丁目九丁目、昭和三丁目十丁目、昭和三丁目十一丁目、昭和三丁目十二丁目、昭和三丁目十三丁目、昭和三丁目十四丁目、昭和三丁目十五丁目、昭和三丁目十六丁目、昭和三丁目十七丁目、昭和三丁目十八丁目、昭和三丁目十九丁目、昭和三丁目二十丁目	
10月10日	午前9時30分～午後11時30分	琴平公民館	住吉町一丁目、住吉町二丁目	西宮区
	午後1時～午後3時	西宮町公民館	若宮町一丁目、若宮町二丁目、若宮町三丁目、若宮町四丁目、若宮町五丁目、若宮町六丁目、若宮町七丁目、若宮町八丁目、若宮町九丁目、若宮町十丁目、若宮町十一丁目、若宮町十二丁目、若宮町十三丁目、若宮町十四丁目、若宮町十五丁目、若宮町十六丁目、若宮町十七丁目、若宮町十八丁目、若宮町十九丁目、若宮町二十丁目	
10月12日	午前9時30分～午後11時30分	西宮町公民館	若宮町一丁目、若宮町二丁目、若宮町三丁目、若宮町四丁目、若宮町五丁目、若宮町六丁目、若宮町七丁目、若宮町八丁目、若宮町九丁目、若宮町十丁目、若宮町十一丁目、若宮町十二丁目、若宮町十三丁目、若宮町十四丁目、若宮町十五丁目、若宮町十六丁目、若宮町十七丁目、若宮町十八丁目、若宮町十九丁目、若宮町二十丁目	西宮区
	午後1時～午後3時	日吉町三丁目公民館	日吉町一丁目、日吉町二丁目、日吉町三丁目、日吉町四丁目、日吉町五丁目、日吉町六丁目、日吉町七丁目、日吉町八丁目、日吉町九丁目、日吉町十丁目、日吉町十一丁目、日吉町十二丁目、日吉町十三丁目、日吉町十四丁目、日吉町十五丁目、日吉町十六丁目、日吉町十七丁目、日吉町十八丁目、日吉町十九丁目、日吉町二十丁目	
10月18日	午前9時30分～午後11時30分	日吉町三丁目公民館	日吉町一丁目、日吉町二丁目、日吉町三丁目、日吉町四丁目、日吉町五丁目、日吉町六丁目、日吉町七丁目、日吉町八丁目、日吉町九丁目、日吉町十丁目、日吉町十一丁目、日吉町十二丁目、日吉町十三丁目、日吉町十四丁目、日吉町十五丁目、日吉町十六丁目、日吉町十七丁目、日吉町十八丁目、日吉町十九丁目、日吉町二十丁目	西宮区
	午後1時～午後3時	東東町五丁目公民館	東東町一丁目、東東町二丁目、東東町三丁目、東東町四丁目、東東町五丁目、東東町六丁目、東東町七丁目、東東町八丁目、東東町九丁目、東東町十丁目、東東町十一丁目、東東町十二丁目、東東町十三丁目、東東町十四丁目、東東町十五丁目、東東町十六丁目、東東町十七丁目、東東町十八丁目、東東町十九丁目、東東町二十丁目	
10月20日	午前9時30分～午後11時30分	東東町五丁目公民館	東東町一丁目、東東町二丁目、東東町三丁目、東東町四丁目、東東町五丁目、東東町六丁目、東東町七丁目、東東町八丁目、東東町九丁目、東東町十丁目、東東町十一丁目、東東町十二丁目、東東町十三丁目、東東町十四丁目、東東町十五丁目、東東町十六丁目、東東町十七丁目、東東町十八丁目、東東町十九丁目、東東町二十丁目	西宮区
	午後1時～午後3時	朝日町第一公民館 (西宮神社境内)	朝日町一丁目、朝日町二丁目、朝日町三丁目、朝日町四丁目、朝日町五丁目、朝日町六丁目、朝日町七丁目、朝日町八丁目、朝日町九丁目、朝日町十丁目、朝日町十一丁目、朝日町十二丁目、朝日町十三丁目、朝日町十四丁目、朝日町十五丁目、朝日町十六丁目、朝日町十七丁目、朝日町十八丁目、朝日町十九丁目、朝日町二十丁目	
10月24日	午前9時30分～午後11時30分	朝日町第一公民館 (西宮神社境内)	朝日町一丁目、朝日町二丁目、朝日町三丁目、朝日町四丁目、朝日町五丁目、朝日町六丁目、朝日町七丁目、朝日町八丁目、朝日町九丁目、朝日町十丁目、朝日町十一丁目、朝日町十二丁目、朝日町十三丁目、朝日町十四丁目、朝日町十五丁目、朝日町十六丁目、朝日町十七丁目、朝日町十八丁目、朝日町十九丁目、朝日町二十丁目	西宮区
	午後1時～午後3時	計量検査所 (西宮町公民館)	大平町一丁目、大平町二丁目、大平町三丁目、大平町四丁目、大平町五丁目、大平町六丁目、大平町七丁目、大平町八丁目、大平町九丁目、大平町十丁目、大平町十一丁目、大平町十二丁目、大平町十三丁目、大平町十四丁目、大平町十五丁目、大平町十六丁目、大平町十七丁目、大平町十八丁目、大平町十九丁目、大平町二十丁目	
10月25日	午前9時30分～午後11時30分	計量検査所 (西宮町公民館)	大平町一丁目、大平町二丁目、大平町三丁目、大平町四丁目、大平町五丁目、大平町六丁目、大平町七丁目、大平町八丁目、大平町九丁目、大平町十丁目、大平町十一丁目、大平町十二丁目、大平町十三丁目、大平町十四丁目、大平町十五丁目、大平町十六丁目、大平町十七丁目、大平町十八丁目、大平町十九丁目、大平町二十丁目	西宮区
	午後1時～午後3時	千代田町一丁目公民館	千代田町一丁目、千代田町二丁目、千代田町三丁目、千代田町四丁目、千代田町五丁目、千代田町六丁目、千代田町七丁目、千代田町八丁目、千代田町九丁目、千代田町十丁目、千代田町十一丁目、千代田町十二丁目、千代田町十三丁目、千代田町十四丁目、千代田町十五丁目、千代田町十六丁目、千代田町十七丁目、千代田町十八丁目、千代田町十九丁目、千代田町二十丁目	
10月26日	午前9時30分～午後11時30分	千代田町一丁目公民館	千代田町一丁目、千代田町二丁目、千代田町三丁目、千代田町四丁目、千代田町五丁目、千代田町六丁目、千代田町七丁目、千代田町八丁目、千代田町九丁目、千代田町十丁目、千代田町十一丁目、千代田町十二丁目、千代田町十三丁目、千代田町十四丁目、千代田町十五丁目、千代田町十六丁目、千代田町十七丁目、千代田町十八丁目、千代田町十九丁目、千代田町二十丁目	西宮区
	午後1時～午後3時	今日の未受検者		
11月10日	午前9時30分～午後11時30分	今日の未受検者		西宮区
	午後1時～午後3時	（都合により指定の期日に受検できなかった人）		
11月11日	午前9時30分～午後11時30分	今日の未受検者		西宮区
	午後1時～午後3時	今日の未受検者		
11月13日	午前9時30分～午後11時30分	今日の未受検者		西宮区
	午後1時～午後3時	今日の未受検者		
11月14日	午前9時30分～午後11時30分	今日の未受検者		西宮区
	午後1時～午後3時	今日の未受検者		
11月15日	午前9時30分～午後11時30分	今日の未受検者		西宮区
	午後1時～午後3時	今日の未受検者		
11月16日	午前9時30分～午後11時30分	今日の未受検者		西宮区
	午後1時～午後3時	今日の未受検者		
11月18日	午前9時30分～午後11時30分	今日の未受検者		西宮区
	午後1時～午後3時	今日の未受検者		
11月22日	午前9時30分～午後11時30分	今日の未受検者		西宮区
	午後1時～午後3時	今日の未受検者		

注意

1. 検査の受付時間は、午前9時30分から11時30分、及び午後1時から3時まで。

2. 当日都合の悪いかたは、最寄りの検査場所を受検してください。

留守家庭児童育成事業

広瀬学童クラブが開設

広瀬学童クラブは、常時留守がちな家庭の児童を健全に育成するため、留守家庭児童育成事業として開設されたものです。

敷地面積三〇〇平方メートル。軽量鉄骨平家建九七平方メートル、オルガン、スライド映写機、ステレオ、紙芝居、図書などの教具があります。

さらに、モノブロック、輪投げ、マットなどの遊具もあります。

利用の対象は、下校後帰宅しても、両親が仕事や病気ののために、適切な養育が受けられない、小学校一年から三年生までの児童で、

前橋市予約 奨学生募集

市教育委員会では、五十四年度「予約奨学生」を募集します。

これは現在市内に居住している中学三年生で、高等学校等に進学する希望がありながら、経済的事情により進学することが困難と思われるかたがたを奨励のうえ、あらかじめ奨学生として予約するも

ので、高等学校入学と同時に奨学生に採用されます。

希望者は学校長を通じて、申請書を総務課へ提出してください。

□申込期間 10月20日（月）から20日（金）まで。

□採用予定人員 二十五人。

□貸与金額 月額八千円（無利子）

□貸与期間 昭和五十四年四月から卒業まで。

□返還方法 高等学校卒業後、卒業後から十か年間に、一年を四期に分けて返還する（一括返還および繰り上げ返還もできます）。そのほか、高等学校卒業後、短期大学、一般大学等へ進学した場合、手続きにより返還を延期することができます。

□保証人 申請書には、連帯保証人を二人必要とし、一人は保護者、一人は市内に居住し、独立の生計を営み、保証能力のある人。

○詳しいことは総務課（電話24局一一一内線二三八）へお問い合わせください。

はかりの定期検査

10月4日から11月22日まで

市では、五十三年度第二次の計量器定期検査を、旧市域を対象に行います。該当者は最寄りの会場で必ず受けてください。

□該当者

はかりを取引上および証明上の計量に使用しているかたで、「定期検査の対象となるはかり」の範囲は次のとおりです。

①商店、工場などで営業用として使用しているはかり。

②病院、薬局などで使用している調剤用のはかり。

③病院、保健所、学校などで使用している身体検査用のはかり。

④農家で使用している農業生産物出荷用のはかり。

⑤官公庁で使用している納品検査用のはかり。

□注意事項

①原則として指定の日時、会場で検査を受けていただきますが、疾病、旅行など、やむを得ない理由により、当日検査を受けられないときは、最寄りの会場を受けてください。

②計量器の外部を掃除してください。

③転・廃業などで、現在計量器を使用していないかたは、管理課（電話31局四五二四）へご連絡ください。また、計量に関するご相談も同様へ。

ワンワン登録と 秋の狂犬病予防注射

生後九十一日以上の飼い犬は、年一回の登録と春、秋二回の狂犬病予防注射が、法律で飼い主に義務づけられています。

このため市では、登録と秋の狂犬病予防注射を次のとおり行いますから、該当する犬は、もれなく受けてください。料金は千六百円です。ただし、今年度すでに登録済みの犬は千三百円です。

なお、当日会場へは、通知書(はがき)を必ず持参してください。はじめに登録をするため、通知書のない人は、飼い主の住所・氏名、飼育の犬の種類、性別、生まれた年月、毛色、体格、呼び名をはがき大の紙に書いてお持ちください。

犬の死亡、行方不明など異動があったときは、すみやかに環境衛生課(電話24局一一一内線二八三)

犬の交換会と 無料健康相談

九月二十日から二十六日まで、動物愛護週間です。市では、この期間中の行事として、勢多前橋獣医師会の協力による「犬の交換会および無料健康相談」を、九月二十四日(日)午前十時から午後三時まで、水道会館前駐車場で行います。

現在犬を飼っているが、なにかの理由で引き続き犬を飼うことができない人、これから犬を飼いたいと思っている人、また日頃犬の正しい飼い方や健康について、獣医さんに相談したいと思っている人は、ぜひご参加ください。詳しいことは、環境衛生課(電話24局一一一内線二八三)へ。

へ連絡してください。また、野犬や放し飼いで困っているかたに、捕獲箱を貸し出していますから、希望者は同課へ申し出てください。なお、飼えなくなった犬は、毎週火曜午前九時三十分までに前橋保健所へ連れていけば引き取ってくれます。

日程



狂犬病予防注射

- 10月3日(火) 西大室町公民館、城南支所(午前)、飯土井町公民館、荒子神社(午後)
- 10月4日(水) 泉沢町公民館、下増田町公民館(午前)、富田神社、小原町公民館(午後)
- 10月5日(木) 金丸町公民館、芳賀公民館(午前)、嶺公民館、小坂子町公民館(午後)
- 10月6日(金) 元総社公民館(午前)、広瀬町第一集会所、元総社(十)区民会館(午後)
- 10月9日(月) 上北公民館、端気町公民館(午前)、竜門公民館、上細井町公民館(午後)
- 10月11日(水) 荒牧町公民館、北代田町公民館(午前)、田口町公民館、下小出町二号公園(午後)
- 10月12日(木) 南橋公民館、川原町公民館(午前)、竜蔵寺町青柳大師、上小出町公民館(午後)
- 10月13日(金) 元総社町四区公民館、大友町公民館(午前)、鳥羽町東部公民館、中石倉町公民館(午後)
- 10月17日(火) 小島田町公民館、永明公民館(午前)、野中町公民館、天川大島町愛宕神社(午後)
- 10月18日(水) 天川大島原町自治会館、駒形町公民館(午前)、西片貝町公民館、山王町第二集会所(午後)
- 10月19日(木) 朝倉団地公民館、元総社公民館(午前)、広瀬町第一集会所、元総社(十)区民会館(午後)
- 10月20日(金) 清里公民館、総社公民館(午前)、高井町公民館、桜が丘集会所(午後)
- 10月21日(土) 大根町公民館、光が丘町公民館(午前)、下新田町公民館、古市町第一公民館(午後)
- 10月23日(月) 東公民館、江木団地集会所(午前)、稲荷新田町公民館、亀泉園事務所(午後)
- 10月24日(火) 幸塚町公民館、堀之下町公民館(午前)、三俣町町自治会館(午前)、昭和町三丁目、とび石稲荷、六供町八幡橋(午後)
- 10月25日(水) 昭和町一丁目、萩町公民館、文京町二丁目、天川原町自治会館(午前)、昭和町三丁目、とび石稲荷、六供町八幡橋(午後)
- 10月26日(木) 岩神町二丁目、観音町、文京町三丁目、目黒公民館(午前)、住吉町一丁目、稲林寺、文京町一丁目児童公園(午後)
- 10月27日(金) 若宮町四丁目、玉神社、南町四丁目公民館、南町四丁目公民館、朝日町一丁目、住吉町二丁目、目あた公園、朝日町二丁目一、号公園(午後)
- 10月28日(土) 日吉町二丁目公民館、朝日町一丁目、住吉町二丁目、目あた公園、朝日町二丁目一、号公園(午後)
- 10月29日(日) 市役所中庭、前橋保健所(午前)、上川淵公民館、桂置公民館(午後)
- 10月30日(月) 紅雲町二丁目、島神社、城東町二丁目、諏訪神社(午前)、表町二丁目児童公園、三河町一丁目、芳町公民館(午後)

結核レントゲン検診

新市域を対象に

新市域を対象に、五十三年度の結核レントゲン検診を次の日程で行います。新市域に居住する人が対象ですが、次の人は除きます。
①中学生以下の人。高校、大学等へ通学している人。②事業所等へ勤務している人。③おたきり、歩行困難、病氣、妊娠などで検診を受けられない人。④医療機関、保健所などですでに検診を済ませ

た人または検診することが明らか

な。

前記①④までの人で、レント

ゲン受診票が配付された人は、お

手数でも当日、会場または環境衛

生課(電話24局一一一内線三四

三)へ連絡してください。

また、該当者で受診票が配付さ

れていない場合でも、検診を受け

られますので、直接会場へおいで

ください。

昭和53年度結核検診日程表

月日	時間	会場	月日	時間	会場	月日	時間	会場	月日	時間	会場	月日	時間	会場
10月	9.30~11.30	嶺公民館	10月	1.30~3.00	川原公民館	11月	9.30~12.00	新前橋公民館	11月	9.30~12.00	駒形小学校	11月	9.30~12.00	朝倉団地公民館
10月	1.00~3.00	勝沢公民館	10月	9.30~12.00	下小出公民館	11月	1.00~3.00	元総社公民館	11月	1.00~3.00	公田公民館	11月	1.00~3.00	寺家公民館
10月	9.30~12.00	田口公民館	10月	1.00~3.00	荻窪公民館	11月	9.30~12.00	鳥羽東部公民館	11月	9.30~11.30	横手集会所	11月	9.30~11.30	上佐島公民館
10月	1.00~3.00	関根公民館	10月	9.30~12.00	龜泉公民館	11月	1.00~3.00	東公民館	(第二次)					
10月	9.30~12.00	上泉公民館	10月	1.30~3.30	田十全病院	11月	9.30~12.00	光が丘町防衛会	12月	9.30~11.30	芳賀公民館	12月	9.30~11.30	細井小学校
10月	1.00~3.00	金丸公民館	10月	9.30~11.30	堀之下公民館	11月	1.00~3.00	東中学校	12月	1.00~3.00	桂置公民館	12月	9.30~11.30	桂置小学校
10月	12.30~2.00	鳥取公民館	10月	9.30~11.30	永明公民館	11月	9.30~11.30	鶴光路公民館	12月	1.00~3.00	永明公民館	12月	9.30~11.30	小原公民館
10月	2.30~4.00	端気公民館	10月	9.30~12.00	上細井区	11月	1.00~3.00	新堀公民館	12月	9.30~11.30	小原公民館	12月	9.30~11.30	城南支所
10月	9.30~12.00	荒牧公民館	10月	1.00~3.00	長事務所	11月	2.30~4.00	下阿内公民館	12月	1.00~3.00	元総社小学校	12月	1.00~3.00	元総社小学校
10月	1.00~3.00	日輪寺	10月	9.30~12.00	南橋団地集会所	11月	12.30~2.00	新堀公民館	12月	9.30~11.30	小原公民館	12月	9.30~11.30	大根小学校
10月	9.30~12.00	下三俣事務所	10月	1.00~3.00	青柳町内山隆宅	11月	9.30~11.30	東善公民館	12月	9.30~11.30	小原公民館	12月	9.30~11.30	大根小学校
10月	1.00~3.00	跡	10月	9.30~12.00	下大屋公民館	11月	12.30~2.00	矢田公民館	12月	9.30~11.30	小原公民館	12月	9.30~11.30	大根小学校
10月	9.30~12.00	小坂子公民館	10月	1.00~3.30	泉沢公民館	11月	2.30~4.00	西善公民館	12月	9.30~11.30	小原公民館	12月	9.30~11.30	大根小学校
10月	1.00~3.00	五代公民館	10月	9.30~12.00	西片貝公民館	11月	9.30~11.30	広瀬公民館	12月	9.30~11.30	小原公民館	12月	9.30~11.30	大根小学校
10月	9.30~12.00	北代田公民館	10月	1.00~3.00	江木公民館	11月	9.30~11.30	上両家公民館	12月	9.30~11.30	小原公民館	12月	9.30~11.30	大根小学校
10月	1.00~3.00	竜蔵寺公民館	10月	9.30~11.30	小島田公会堂	11月	12.30~2.00	山王公民館	12月	9.30~11.30	小原公民館	12月	9.30~11.30	大根小学校
10月	9.30~12.00	東片貝公民館	10月	12.30~2.00	小島田公会堂	11月	9.30~11.30	後閑公民館	12月	9.30~11.30	小原公民館	12月	9.30~11.30	大根小学校
10月	1.30~3.00	上沖公民館	10月	2.30~4.00	女屋公民館	11月	12.30~2.00	山王第二集会所	12月	9.30~11.30	小原公民館	12月	9.30~11.30	大根小学校
10月	9.30~12.00	下細井公民館	10月	9.30~11.30	荒口公民館	11月	9.30~11.00	清野公民館	12月	2.30~4.00	中内集会所	12月	9.30~11.30	大根小学校
10月	1.30~3.00	小神明公民館	10月	1.00~3.00	富田公民館	11月	12.30~2.00	池端公民館	12月	9.30~11.30	上朝倉公民館	12月	9.30~11.30	大根小学校
10月	9.30~12.00	上小出公民館	10月	9.30~12.00	筑井公民館	11月	2.30~4.00	青原公民館	12月	12.30~2.00	下朝倉公民館	12月	9.30~11.30	大根小学校
10月	1.00~3.00	幸塚公民館	10月	1.00~3.30	小原公民館	11月	9.30~12.00	中石倉公民館	12月	2.30~4.00	橋島公民館	12月	9.30~11.30	大根小学校
10月	9.30~11.30	下沖公民館	10月	9.30~12.00	天川大島	11月	9.30~12.00	元総社	12月	9.30~11.30	房丸公民館	12月	9.30~11.30	大根小学校
10月	1.00~3.30	芳賀公民館	10月	1.00~3.00	会議所	11月	1.00~3.00	南小学校	12月	12.30~2.00	竜門公民館	12月	9.30~11.30	大根小学校
10月	9.30~12.00	芳賀公民館	10月	9.30~12.00	巢島集会所	11月	1.00~3.00	江田公民館	12月	2.30~4.00	清里公民館	12月	9.30~11.30	大根小学校



電線で羽を休めるツバメ

台湾や東南アジア方面から、三月末後前線の北上とともに、わたしたちの身近に渡ってくるツバメ。

昔からセキレイとともに大事にされ、農家などでは天井に巣を作っても嫌な顔をされず、ツバメの出入りのために、わざわざ戸を開けてもらえるほどです。

ツバメは野鳥のなかでも珍しい。空の虫しか食べない種で、果物の泥を運ぶ以外は地上に降りることとはありません。

最後は空中でヒナにえさを与え、その後は親鳥がヒナを引き連れて、えきの捕え方を教えます。

ふるさと昔語



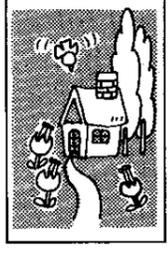
前橋の野仏たち

かつて「実政(さねまさ)の渡し」と呼ばれた南町二丁目を流れる利根川に、初秋の陽ざしが突きあたり、ピチピチと跳ね返っていました。

九月の市税

固定資産税・都市計画税第三期 納期限は九月三十日。 法人市民税 七月決算法人の確定申告納付は九月三十日まで。

お知らせ



前橋調停協会の民事・家事調停委員が担当します。 道路補修急ピッチ 国道十七号線と国道五十号線の市街地道路の補修工事が、次の地域です。

八月中の火災概況

▽出火件数13件(今年の累計百二十三件)▽主な出火原因11放火(疑いも含む)5件、たき火の飛び火1件、火遊び1件、▽死者0人、▽傷者13人、▽死傷者数11人、▽損害額1千三百七十六万円(累計二億四千五百六十三万円)。

○：放火がありました。この放火犯も逮捕され、町に平穏もどりました。 そろそろ秋風の吹く季節。たき火には十分注意しましょう。

盆裁水石展の開催 前橋樹石会では、市教育委員会などの後援で、前橋まつり協賛行事、盆裁水石展を、十月七日(土)八日(日)の二日間、中央公民館で開きます。

九月の市税 納期限は九月三十日。 納付は九月三十日まで。 一月決算法人の中間申告納付は九月三十日まで。

伊勢参り 南町二丁目水天宮にある伊勢講碑あり代参の者が伊勢に旅立つときは、水天宮に近親者が集まり参拝し、水壺を交わして遠い旅路への別れを告げたと、古者は語っています。